

昭和五十五年八月五日受領
答 弁 第 六 号

(質問の 六)

内閣衆質九二第六号

昭和五十五年八月五日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員有島重武君提出災害時における公共施設利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員有島重武君提出災害時における公共施設利用に関する質問に対する答弁

書

政府の震災対策は、「大都市震災対策推進要綱」（昭和四十六年中央防災会議決定）に沿って進められているところであり、このうち、避難地の整備、確保については、火災からの安全性、避難者の到達距離等を考慮し、可能な限り大規模な避難地を地域の実情に応じて計画的に整備することとされている。

公立学校の校舎、校庭は、当該施設の敷地規模、周辺の市街地密集の状況等からみて、大震災時における避難場所としての役割をもたせることは一般的には困難であると思料されるが、震災により住居を喪失した住民等の救護活動の拠点として役立つと考えられるので、今後とも地域の実情に即して、当該施設の耐震不燃化の推進等諸般の施策に努めてまいりたい。

右答弁する。